

都留市公告第 11 号

都留農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案及びその変更理由書を次により縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 12 日

都留市長 日向 美徳

1 都留農業振興地域整備計画案等の縦覧

（1）縦覧場所

都留市役所 産業課 都留市上谷一丁目 1 番 1 号

（2）縦覧の期間

自 令和 8 年 6 月 12 日

至 令和 8 年 7 月 13 日

2 意見書の提出

都留市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含まれる）は、農業振興地域整備計画の案について、令和 8 年 7 月 13 日（縦覧期間満了日）までに、市へ意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、要旨をとりまとめ、その処理結果を同法第 12 条 1 項の規定に基づく農業振興地域整備計画書の公告時に併せて公告する。

（1）意見書の提出先

都留市役所 産業課 都留市上谷一丁目 1 番 1 号

（2）意見書の提出方法

意見書の提出については、郵送又は直接上記提出先への届出とする。

(3) 意見書の提出期限

令和8年7月13日

(4) 意見書提出に当たっての注意事項

○都留市（当該市町村の区域内）に住所を有さない者から提出された意見書者及び縦覧期間満了の日後に提出された意見書は効力を有さない。

○縦覧された都留農業振興地域整備計画の案以外に対しては意見を提出することができない。

3 異議の申出

都留農業振興地域整備計画の案のうち農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有するものは当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和8年7月13日（縦覧期間満了日）の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

(1) 異議の提出先

都留市役所 産業課 都留市上谷一丁目1番1号

(2) 異議の申出方法

申出書の提出については、郵送又は直接上記提出先への届出とする。

(3) 異議の申出期間

自 令和8年7月14日

至 令和8年7月28日

(4) 異議の申出に当たっての注意事項

○法第11条第3項の規定に基づき異議の申出ができる者は、法第11条第1項の規定により縦覧に供された都留農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地所有者又はその土地に関し法律上保護される権原等を有する者である。

○農用地利用計画の変更により変更前の農用地利用計画における農用地区域から除外されることとなる土地の所有者等は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議の申出をすることができない。

○異議の申出は、農用地利用計画の案の内容全般について行うことがで

きる。したがって、法第 11 条第 1 項の規定により縦覧に供された農用地利用計画の案において農用地区域としている区域内の土地の所有者等は、その異議の申出に係る土地が当該区域内にあるかどうか、又はその異議の申出に係る土地の所有者等であるかどうかにかかわらず、その異議の申出に係る土地がその区域内に含められるか否かについて利害関係を有する場合には、異議の申出ができる。

○異議の申出は、次の事項を記載した書面に異議申出人が押印すること。この場合、異議申出人が法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって異議申出をするときは、異議申出書には、次の事項ほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、その資格を照明する書面を添付すること。

①異議申出人の氏名及び年齢又は名称並びに住所

②異議申出に係る農用地利用計画の案

③異議申出人が農用地利用計画の案に係る農用地区域内の土地について有する所有権その他の権利の種類及びその土地の所在並びにその土地について異議申出人以外の者が有する所有権、その他の権利の種類及びその者の氏名又は名称及び住所

④異議申出に係る農用地利用計画の案の縦覧があったことを知った年月日

⑤異議申出の趣旨及び理由

⑥異議申出ができる旨の教示の有無及びその内容

⑦異議申出の年月日

農業振興地域整備計画に対する意見書

氏名	印	住所		TEL	
該当箇所(頁・行)	意見				

農業振興地域整備計画に対する意見書

氏名	印	住所		TEL	
該当箇所(頁・行)	意見				

農用地利用計画変更個別一覧表

都留市

整理 番号	除外申出地の所在 字名まで	地 番	地 目		面 積(m ²) (除外面積)
			公 簿	現 況	
1	都留市朝日馬場虻ノ宮	859番2	田	田	585 (585)
2	都留市大野大津	268番2	田	田	512 (512)
3	都留市鹿留桑原	1100番3	田	田	397 (397)
4	都留市平栗東原	173番1	田	田	1,332 (120)
5	都留市鹿留東早作	348番	田	田	5,797 (3,127)
		349番1	田	田	
		350番1	田	田	
6	都留市大原大原	61番	田	田	1,391 (1,391)
				合計	10,014 (6,132)